

いうことはちよつと残念に思います。ましてや当初の予算審議を目前にしてあつて、
それにはこういった関係の予算も計上されてあるわけで、いわゆる積算根拠というものは
常に明確に把握しておいていたべきだということとを要望してみたいと思います。
以上。

○議長(森田治男君) ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第四号は、総務委員会に付託したいと思ひま
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四号は、総務委
員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二議案第二十二号 福生市の一般職の職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので議案第二十二号 福生市の一般
職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由並びに
改正内容について説明いたします。

まず提案の理由といたしましては、御案内のように昭和六十年度給与改定につ
きまして、国の人事院は昨年八月、五・七四%、東京都人事委員会は昨年十月、
三・八八%の引き上げ勧告をそれぞれ行ったところでございます。国や東京都におきまし
てはこれらの勧告に基づきまして勧告どおりそれぞれ五・七四%、三・八八%の引き上げ
率をもって改定されたところでございます。

このような情勢の中にあつて、部下二十六市の給与改定がそれぞれ検討されてま
いったわけでございますが、当中といたしましては国や東京都の給与水準等を配慮
いたしながら、本改定につきまして組合との団体交渉も含めまして種々検討を重ねてま
いたところでございます。その結果、東京都の職員並み三・八八%の引き上げ率をもつ
て本条例の改正をお願いしようとするものでございます。

なお参考でございますが、部下の大半の市町村におきましては国家公務員並みの

引き上げ率五・四％で改定されるというようなことを聞き及んであります。

それでは改正の内容について説明申し上げます。

まず第九条第三項の改正でございますが、これは扶養手当の規定でございます。配偶者の扶養手当を八百円引き上げて「万四千円」に、その他の者にいたします。扶養手当を三百円引き上げて「六千三百円」にそれぞれ引き上げようとするものでございます。

次に第十條の二の改正でございますが、これは調整手当の規定でございます。その支給率を百分の九となっておりますが、これを「百分の十」に引き上げようとするものでございます。

次に第十條の三第二項の改正でございますが、これは住居手当の改正でございます。支給限度額を四百円引き上げて「七千円」といたしまして、規則において七千円と同一世帯二人以上勤務の場合につきましては五千九百円、そういうように定めようとするものでございます。次の第十一條第二項第二号でございますが、通常通勤のための自動車等の交通用具を使用している職員に支給する通勤手当のこれは規定でございます。片道十五キロ以上二十五キロ未満の職員には五百円引き上げて「五千五百円」、片道十五キロ以上二十キロ未満の職員に対しては七百元引き上げて「七千五百円」、片道二十

キロ以上の職員にいたします。これは九百円引き上げて「九千六百円」にそれぞれ引き上げようとするものでございます。

なお片道二十キロ未満の職員にいたします。国の基準であるが東京部と比較しましてまだ若干高額でございます。今回の給与改定につきましては現額据え置きという措置をとらせていただいております。

次に別表の改正でございますが、この別表が給料のいわゆる改定というものでございまして、今回の給与改定の中核をなすものでございます。

まず改定される表上の数値を申し上げます。表全体では二・九二％、職員一人当たりは七千三百九十七円引き上げとなっております。その内訳を等級別に見ますと、一等級が二・九一％、九千二十四円、二等級が二・八％、八千二百七十四円、三等級が二・七％、七千八百八十二円、四等級が三・二二％、七千五百五十五円、五等級が三・〇二％、六千三百五十五円とそれぞれ引き上げになります。

この表を適用いたしまして実際の各々の等級の号給に該当します職員をもちまして実際の改定額がどうなるんだということを算出いたしますと、一等級は二・九二％、平均で九千六百六十四円、二等級は平均二・七八％、七千八百九十四円、三等級は平均二・六二％、五千三百五十五円、四等級は平均二・九七％、五千二百四十二円、五等級は平均三・〇四

％、六千六百十七円。職員全体を見ますと二七セ％、約六千三百十二円引上げ
となっております。

なお本改定に当たりまして従前より御指摘をうけまいしてまいするところの職務給
の導入を目標といたしました給与体系につましてはわずかながらございますが、今回も
その趣旨に沿って努力をしておりますところでございます。

以上の数値を、いわゆる基準内給与で見ますと実質給料において二・三四％、調
整手当、扶養手当等の諸手当分が一・五四％、合わせて三・八八％の引上げと相
なるわけでございます。

次に改定後の初任給がどうなるかと申し上げますと、高夜卒で二千六百円引上げ
がまして十萬六千六百円に、短大卒が二千九百円引上げで十一万七千五百円に、大卒
卒が三千三百円引上げがまして十二万九千円にそれぞれ相なるわけでございます。

この結果、本改定に要します金額は約九千万円となりますが、この給与改定に伴
います財源は各会計とも当初予算において三％の財源を留保してありますので
それを差し引き調整をいたしますと、補正予算額は各会計を含めまして留保額を
若干減いたしますと約二千五萬三千円と相なるわけでございます。

次に附則でございますが、第二項及び第二項は改正条例の施行日等について規定
したものでございまして、本条例は公布の日から施行し、改正後の条例は、昭和
六十年四月一日から適用いたすものとするものでございます。いわゆる適用は昭和六十年の
四月一日からこの給与改定を実施するということになりますので、適用日については
改定率は三・八八％と低く抑えられておりますが、一応諸般の事情を踏まえまし
て、こういう処置をしたところ、やはり申しわけない次第でございますが、昭和六十年四
月一日から適用をさせていただいたという考え方でございしますので、補足を申し上げます。
次に第三項でございますが、給与の内払についてこれを定めたものでございまして、
改正前の条例の規定に基づきまして昭和六十年四月一日からこの条例の施行の日の
前日までの間に支払われました職員の給与は改正後の規定によつて支払われる給与の
内払であるということと規定したものでございます。

以上、大変難解な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案どおり
御確定くださるようお願い申し上げます。説明にかえつていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に付する質疑を行います。

○二十番(指田保雄君)

この議案は総務委員会で審議されると思いますが、参考のためにお聞きしたいんですが、一等級で最高の号俸の方は何人か。二等級で最高の号俸と人数は何人か。各等級にわたって教えていただきたいと思います。

○総務部長(浅見裕康君)

一等級におきましての最高の号給は一等級二二三号給でございます。人員は一名でございます。

二等級におきましての最高の号給は二等級の二五五号でございます。二名おります。

三等級におきましての最高の号給は二三八号でございます。一名おります。

四等級におきましては三十三号給で一名おります。五等級につきましては三十五号給で一名おります。以上でございます。(はい、了解と呼ぶ者あり)

○十三番(小野沢久君)

二、三をお願いいたします。

まず、十二月の定例議会でも質問いたしましたけれども、当市はラスパイレス一二二以上というところで現在二六・五というところで高給是正団体になっているわけでありまして、そのときに言われておりました是正計画を出していると思うんですが、その内容をお知らせ願いたいと思います。

次に、この各事例の第十条、調整手当が九%から一〇%になりましたけれども、この理由をお願いたします。

それから、今回三八八%、他市の大半が五・七四%というところで、当市としては大変御努力なされた結果だと思っておりますけれども、支給日が四月ということでございます。五・七四%、大半の市が七月実施になっておりますけれども、これを当市の三八八%を四月実施になりますけれども、それを五・七四%として七月実施をした場合と比較してどのくらい差が出てくるのか、一点をお願いいたします。

それから、ただいまの説明で、全体で給料表では二・七%アップ、六千三百十二円という平均がありましたけれども、平均年齢に對してただいまベースアップアラス定期昇給を入れた金額が幾らになるか。また、率は幾つになるかをお願いたします。

それから同様と各等級ごとの定昇を含めた率と額をお願いたします。以上です。○総務部長(浅見裕康君) まず第一点の是正計画はどのようになっていくかというところでござい

ます。目標といたしましては昭和六十二年の末でございす。ラスパイレス指数を算定する、いわゆる時期としては昭和六十二年四月一日ということにございす。目標として東京市の現在の水準を一応参考と百ポイントに下げようという計画でございす。年次的には一応国がどのくらい給与改定がされるかということと一つの目標になるわけでございまして、仮に従来どおりという給与改定がされるとするならば国の給与改定率

の大体三分の二、そのぐらゐに一応本市の給与改定を抑えて実施をいたすればある程度その目標の率に達するのではないかという判断をしております。

ただ、やはり相手が国でございまして、どんな形で給与改定されるかということは今全く未知数でございまして、そのぐらゐの実際の状況によりますれば場合によると延伸措置をとってこの目標のポイントに一応抑えるというふうな手法も今後必要ではないかというふうな感じが今しております。

一応、ちやみに本年度の給与改定の率におきましてはある程度経過に沿った国の給与改定率の約三分の二に近い率で改定が実施されている。

次に十条の調整手当の関係でございまして、一〇%とした理由でございまして、これは東京都の、いわゆる勤務地手当というものが昔ございまして、その級地によつていわゆる定められておるわけでございまして、一応甲地と表現されます地域でございまして、二三区あるいは立川、武蔵野と郡心に近い所ですね。そういった所が一応甲地となつておりまして、それは今回の給与改定によりまして一〇%の調整手当を支給するということに人事院規則でなっております。

当市におきましては一応三%というものが人事院規則の規定でございまして、従

来から実質的にいわゆる生活的一个の基準と申しますか、生活費と申しますか、そういったものが実質的には郡内とほとんどかわつたという判断を立ちまして、各市もいわゆる甲地並みの率に支給率を改めているというものが二、三年間果てあります経緯でございまして、一応、今回も国が一〇%になりましたので、それに準じてまして当市の職員の調整手当につきまして一〇%に改定を求めていたんだというふうに考えております。

それから、私の方の給与改定の、いわゆる率と、仮に七月実施で国並みに実施した場合にどうなるんだというふうな御質問でございまして、国並みに行いますと実質的には現在私どもで予算措置をしております総額で申し上げますと三百六十六万円ほど、実質的に七月の実施で国並みの改定率をした後、比較しますと三百六十六万円ほど支給の、いわゆる差額の支給額は減っている。一人当たりには逆算しますと約八千五百円程度が支給額において減になるということになります。節減されたという判断を立ちますと三百六十六万円節減できたというふうなことに相なっております。

それからあと定期昇給の込めにいたしました実質的な給与改定の率でございまして

が一応改定率が実質的には二七%でございすけれど、定昇率が三%ちょっと超えてあります。したがって実質的には引き上げ率とは定昇込みだと五・九〇%というように平均の数値になります。

それから等級別に定昇込みの改定率を申し上げますと、一等級が四・七二%、金額にいたしまして一万五千四百九十八円ということになります。二等級が五・三二%、金額にいたしまして一万五千百六円ということになります。三等級が六・四一%、一万二千九百七十三円でございす。四等級が六・二六%、一万一千五十四円になります。五等級が五・九四%、一万二千九百三十三円になります。以上でございす。

○十三番(小野沢 久君) 幾つか答弁漏れが残っておりますけれども、まず全体の平均年齢の点の答弁漏れがございす。

それと、ただいま平均での定昇込みで五・九%という答弁をいただきましたけれども、その額です。そうしますと平均年齢に対する額もわかると思うんですが、

それが一番わかりやすい数字になります。それをお願ひいたします。

それから、是正計画ということで国の三分の二ということが目標ということでございすけれども、それすべて国の改定額によるということとございす。が、延伸も考え

いくということとございすので、大分これからそういう面での努力も要すると思ひますけれども、十分に頑張りたいという市民に評価されるような体系を進めていただきたいと思ひます。それはお願ひしております。

ですから、先ほどの答弁漏れについてもう一度お願ひいたします。

○総務部長(浅見裕康君)

申しわけありませんでした。

先ほど平均の定昇込みの率を一応五・九〇%ということとございすけれど、ちゃんと額を申し上げませんでした。一万二千四百三十二円でございす。

それから職員平均年齢につきましては三十九歳と十一月でございす。以上でございす。
○五番(赤星行人君) 総務委員会では本日は質疑があると思ひますので、私も一応参考までに尋ねいたします。

まず、大安市の理事者の皆様方が組合との国交におう御努力をいただいたという点については深く敬意を表するものでございす。さて、問題は四月一日から実施という問題、これについて考えられることは六月に期末手当をなされますね、その間の差額、要するに四月一日からななぼって改正されるわけですから六月にその昇給、六月に期末手当を出される分の差額があると思うんですが、七月一日ですから、ですから、その辺の差額

はどうかというのと、それから今回の改正に伴うラスパイレースほどの程度になるかというところをお尋ねいたします。

○総務部長（浅見裕康君） 六月期の昭和六十年度の期末手当は二〇一月でございます。して、現在どうと計算をされていただきたいと思います。

それから給与改定が実施されるとラスパイレースがどれくらいになるかという御質問でございます。実際の御話としますと、元ほどもらうと触れたんでございます。国の給与の水準、そういうものが実はラスパイレースの指数の算定については五年ごと一刻みで実はそれだけそこに入っております。勤続年数との差でその枠で金額が算定されますからそこに実際に何人国家公務員の方がいるかということ、実際に例えは五年目で次のランクに行く人が何人あるかということ、実際に何人あるかというわけです。したがって明確に実は申し上げられないんでございますが、目標として言わしていただければ百十三ポイント台に持っていくというふうなつもりではあります。したがって、非常にラスパイレースの指数の算定が国の国家公務員の実態というのが我々は明確につかめておるものでありますから、その辺では実際に国が算定として、福生市は幾つですと云われる数値をそのまゝ一応発表をされるを得ないというふうな問題がござりますので、一応目標値はそこに置いて

いてあるというところで、ひとつ御理解をうううだいたいだと思います。

それから六月の期末手当、これが給与改定に四月一日に実施することによってね返る金額というのは約九百一十万円ほどに相なります。以上でございます。

○五番（赤星行人君）

大変よくわかりました。問題は先ほどのほかの議員さんからの質問の中でもありましたように、やはり六十二年度にラスパイレースが目的達成できるようにお算折りのいたしたいということとひとつ要望しておきます。以上です。

○議長（森田治男君）

よろしゅうございますか。なければ以上で質疑を終ります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）

御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、総務委員会に付託することと決定いたしました。

○議長（森田治男君）

日程第三 議案第五号 福生市非常勤の職員の公務災

害補償等に関する各例の一部を改正する各例と議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君)

御指名をいただきましたので議案第五号福生市

非常勤の職員の公務災害補償等に関する各例の一部を改正する各例につ

きまして、提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

まず提案の理由でございますが、このたびの地方公務員災害補償法の改正

に伴いまして、本案例もそれに準じ改正をいたさうとするものでございます。

その主たる内容でございますが、公務災害における遺族の支給年齢が五十五

歳から一連の年金受給権の発生が六十歳になっていることと準じまして、一応

六十歳に引き上げられたということと福祉施設の整備等を成文化したものでござ

います。

それでは本文に基づきまして順次その内容を説明を申し上げます。

まず第十一条でございますが、この条項は遺族補償年金を受けることが

できる遺族の資格の規定でございます。その年齢を五十五歳から六十歳に引き

上げようとするものでございます。なお第一項中に括弧書きの、何々の各号」となってお

りますので、これを削るとありますのは本文の一応整理でございます。

次に第十二条第一項第六号でございますが、遺族補償年金を受けける権

利が消滅する場合を規定した本文でございます。第十一号の改正に関連いたし

まして第六号中の括弧書きの部分の本文を整備するためその年齢を同じく

五十五歳から六十歳に改めようとするものでございます。

次に第十六条でございますが、この条項は全文改正でございます。福祉施

設の範囲の拡充及びそれらの施設を整文化しようとするものでございます。

次に本法附則の第四号の次に、次の一条を加えようとする規定でございますが、

まず第四号の二第一項につきましては本則第十一号等で支給資格年齢が五十五

歳から六十歳に引き上げられたことに伴う教養緩和措置といたしまして昭和六十

年四月から昭和六十五年九月までの間においては表に記載のとおり、年度ごとに受

給資格年齢を調整するための読みかえ規定でございます。

次に第二項でございますが、公務災害により死亡した当時、その収入によつて

生計を維持し、かつ五十五歳以上六十歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉

妹についてはさらに後和措置といたしまして昭和六十年十月から年次ごとに当該職員が死亡した時点の遺族の年齢に達して遺族補償年金を受け得ることとなる遺族としようとするものでございます。ただし、この場合、下段の年齢に達するまでの間は年金額を算定する際の遺族補償年金を受け得ることができません。遺族の人数には含めたいという趣意にいたしましたものでございます。

次に第十二条第二項中におきます読みかえ規定は、第二項で第一号から第六号まで規定してあるわけでございますが、そのうち同項の第五号と第六号につきましては未成年者及び障害者に関する規定であるため、読みかえる上で本条の後和措置の規定に実質的には該当しないということになりますので、この条文を整備した上で読みかえようというための規定でございます。

次に第三項でございますが、この条項は第二項の場合における遺族年金を受け得る順位を明記したものでございまして、第二項の特例による年金を受け得べき遺族の順位は本則第十二条におきます該当者を優先いたしましたして、それらの遺族の次の順位といたしまして、さらにその中での順位は夫以下、条文に記載してございます順位とするという規定でございます。

次に第四項でございますが、第二項の表により受給することができる遺族補償年金はその表の下段に掲げる年齢に達するまではその必要を停止するという規定でございまして、なお、ただし書きの附則第三条の規定と申しすのは遺族が希望する場合に遺族補償年金の前払い一時金を受け得ることとができるという規定になっております。そして、その申し出の権利というものはこれを妨げるものではないというようにお断りをしていただくわけでございます。

附則といたしましては、この条例は、昭和六十二年四月一日から施行しようとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に死亡した職員の遺族について適用いたしましたして、同日前に死亡した職員の遺族についてはなお従前の例によるという趣意にいたしましたものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございましたが、慎重御審議をうかがいたいとして、原案と御確定くださるようお願いをいたしまして、説明といたします。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

